

当協会に確認・検査を申請される皆様へ

平成 22 年 5 月 24 日
財団法人住宅金融普及協会
住宅審査本部 確認検査課

<6 月 1 日以降に建築確認申請を行う場合の取扱いについて>

「確認審査等に関する指針」(H19 告示第 835 号)の改正により、確認申請(本申請)後の補正の対象の見直しや確認審査と構造計算適合性判定審査を並行して行う(並行審査)ことが可能とされました。平行審査の導入により審査期間の短縮が期待されていますが、申請図書について不整合が多くあるもの等については、審査の手戻りが発生し、かえって審査期間が長期化するおそれもあります。

このため、当協会では、円滑な審査を実施するため、これまで実施しておりました「仮受付」(事前審査)を、引き続き実施いたしますので、なるべく「仮受付」のご活用をお願いいたします。

なお、仮受付(事前審査)を行わず、確認申請(本申請)を行う場合は、以下の事項について、ご注意くださいようお願いいたします。

【仮受付(事前審査)を行わず、確認申請(並行審査)を行う場合の手続き】

(1) 確認申請受付後に以下の項目について確認させていただきます。

<並行審査が可能かどうかの確認項目>

- ①意匠の形態制限(建築物の高さ制限、容積率・建ぺい率の制限、防火・避難規定、地方条例等の規定)に適合しているか。
- ②意匠図、構造図、設備図の各設計図書相互間の整合性がとれているか。
- ③構造計算書と構造図が整合しているか。
- ④構造計算書に記載されている構造計算方針と計算内容が整合しているか。

(2) 上記により、並行審査を行うことが適切でないと判断される場合は、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行い、申請図書の修正(※注)をしていただくこととなります。その上で、修正された申請図書をあらためて審査し、質疑及び補正等の終了後、消防同意、行政庁への照会、構造計算適合性判定依頼を行うこととなります。

(3) 並行審査が可能な場合(補正内容が軽微である場合等)は、「補正等を求める旨の通知」(軽微な補正)の連絡を行い、申請図書の補正後に、消防同意、行政庁への照会、構造計算適合性判定依頼をいたします。構造の詳細審査は、構造計算適合性判定審査と並行して行い、判定機関からの質疑と併せて、「補正等を求める旨の通知」にてご連絡いたします。

※注) 確認申請図書の補正の対象の見直しについて

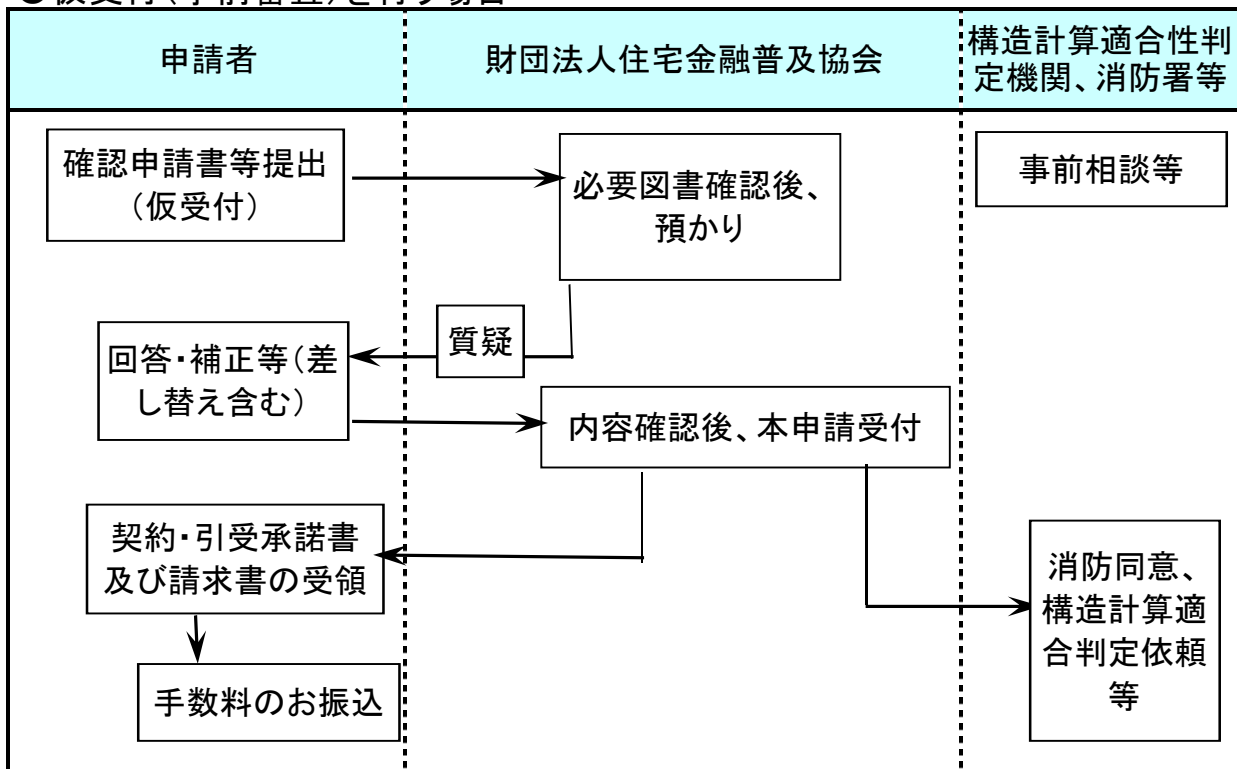
「確認審査等に関する指針」(H19 告示第 835 号)の改正により、確認申請(本申請)後の補正の対象についても見直しがされておりますが、以下のような申請図書で申請があった場合は、これまでどおり適正な確認申請書とは認められないため、いったん取り下げいただき、再度申請(あらためて手数料をご負担いただきます。)を行っていただくこととなりますのでご注意ください。

- ①申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの
- ②設計図書間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの

また、申請者側の意思により計画の変更を行う場合は、補正の対象とは認められませんので、ご注意願います。

<確認審査手続きの流れ>

●仮受付(事前審査)を行う場合



●仮受付(事前審査)を行わない場合

